

至誠館大学施設管理規程

(目的)

第1条 この規程は、至誠館大学に属する土地・建物及び構築物（以下「施設」という。）についてその管理の適正を期し、教育を円滑に実施することを目的とする。

(管理者)

第2条 施設の管理は、学長がこれに当たる。

2 学長は、出張・疾病その他不在の場合に備えて、あらかじめその代理者を選定しておかなければならない。

(管理事務の総括)

第3条 事務局長は、施設の管理に関する事務を総括する。

(補助者)

第4条 学長は、その職務を補助させるため、必要に応じ職員のうちから補助者を命ずることができる。

(立入りの規制)

第5条 学長は、施設内において、下記各号に該当する行為又はその恐れがあると認めたときは、施設内への立入りを規制し、また退去を命ずることができる。

- (1) 教職員に面会を強要するとき。
- (2) 銃器・凶器・爆発物その他危険物を持ち込み、又持ち込もうとするとき。
- (3) 建物・立木・工作物その他の施設・器物を損傷し、もしくは汚損し、又はこれらの行為を準備しようとするとき。
- (4) 法人の正常な運営に支障を生じさせる恐れがあると認められる文書・絵画を配布し、もしくは掲示し、又はこれらの行為を準備しようとするとき。
- (5) 多数集合して放歌高唱し、もしくは練り歩き、又はそのための準備をしようとするとき。
- (6) 座り込みその他通行の妨害及び校舎の封鎖占拠等、教育の円滑な実施を妨げる行為、又はそのための準備をしようとするとき。
- (7) その他、校舎内の秩序を乱し、もしくは職員及び学生等の安全を脅かす行為をし、又はこれらの行為の準備をしようとするとき。

(施設監理の臨時措置)

第6条 学長は、前条の措置にもかかわらず、施設内の秩序が保たれないと判断したときは、これに応ずる必要な措置を講ずるとともに、職員に命じて施設における秩序維持に当たらせることができる。

(施設使用の調整)

第7条 学長は、法人に属する施設の使用について、職員及び学生が効率的に使用できるよう、あらかじめ必要な調整を行うものとする。

(施設使用者の義務)

第8条 施設の使用を認められた者は、学長が必要と認めた指示に従わなければならない。
(教職員・学生の使用)

第9条 学長は、職員及び学生等から学校行事又は授業以外の目的で施設の使用申出があった場合は、願書を提出させて許可することができる。ただし、下記各号の一に該当するときは、許可することができない。

- (1) 政治的活動を通し、教育の中立性に疑いを抱かしめる恐れがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。(職員・学生等の福利厚生のために行う場合を除く。)
- (3) その他、施設の使用が著しく不相当と認められたとき。

2 前項第1号の政治的活動とは、その方法の如何を問わず、政党、政派又は個人の政治的主張、及び運動方針の宣伝ならびに政府・公共団体の施策に対し、支持・反対又は批判を加えること、もしくは選挙運動その他政治的勢力拡張のために行われる活動をいう。

(外部の者の一時使用)

第10条 学長は、教育の円滑な実施及び施設の管理上に支障のない場合は、外部の者に対し、願書を提出させて一時使用を許可することができる。

2 一時使用の許可を与える場合には、条件を附して使用者に校舎一時使用許可証を交付するものとする。

3 前項により許可を得た者が、次の各号の一に該当する行為をしたときは、学長は速やかに必要な是正措置を命じ、又は一時使用の許可を取り消すものとする。この場合、使用者のいかなる損害についても、学長はその責を負わない。

- (1) 一時使用の条件に反したとき。
- (2) 一時使用許可願に虚偽の記載が発見されたとき。
- (3) 一時使用により、施設本来の用途に支障をきたす恐れが生じたとき。

4 学長は、防火・防犯・衛生その他施設の管理上必要があるときは、一時使用を許可した施設について立入り検査を行い、使用者に必要な指示を与えることができる。

(掲示)

第11条 学長は、所定の掲示場以外の施設その他の物件に掲示を行わせてはならない。

2 所定の掲示場といえども、次記の掲示物は、これを許可しないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの。(職員・学生等の福利厚生のために行うものを除く)
- (2) 第9条第2項にいう政治活動に関するもの。
- (3) 特定の個人・法人・機関等を批判し、又はその名誉を傷つけるもの。
- (4) 品位に欠け、見る者に嫌悪感を与えるもの。
- (5) 違法なもの。
- (6) その他、掲示を許可することが著しく不相当であると認めるもの。

3 学長は、許可した内容に相違する掲示物、掲示期間を経過した掲示物、無許可の掲示物、また所定以外の箇所に掲示された掲示物を発見したときは、直ちに撤去を命じ又は職員に指示して撤去させることができる。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

制定 平成 6 年 4 月 1 日 (制定)

改正 平成 19 年 3 月 1 日 (第 1 回改正)

平成 26 年 4 月 1 日 (第 2 回改正)

平成 31 年 4 月 1 日 (第 3 回改正)